

甘楽町児童館基本設計業務委託仕様書

I 業務概要

1. 業務名称

甘楽町児童館基本設計業務委託

2. 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

(1) 対象施設の名称 甘楽町児童館

(2) 敷地の位置 甘楽町大字白倉 1244 番地 外

(3) 対象施設の用途 児童厚生施設

3. 履行期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4. 設計と条件

(1) 敷地の条件

a.敷地の面積 約 850 m²

b.用途地域及び地区の指定 指定なし

(2) 施設の条件

a.主要建物の棟別の規模、構造

区分	棟名称等	構造・階数	延べ面積
新築	甘楽町児童館	鉄筋コンクリート造 又は 鉄骨造 又は 木造、2階建	約 1,200 m ²

b.耐震安全性の目標及び保有すべき性能

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による、建築物の設計における耐震安全性の目標及び保有すべき性能は次のとおりとする。

1)建物構造体 I 類

2)設備 甲類

(3) 建設の条件

概算総工事費（上限） 400,000,000 円（消費税込）

- ・対象施設は児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設であり、「甘楽町児童館設置基本計画・基本方針」の内容を十分に反映させること。特に、第4章及び第5章に記載する基本方針や施設計画を踏まえ、自社独自の案を提案すること。また、施設にエレベーターを設置すること。

- ・隣接する甘楽町多世代サポートセンター「にこにこ甘楽」との間に、連絡通路を設けること。
- ・対象施設において、屋根部分は瓦屋根（町内産）を積極的に活用すること。また内装や外装には木材（町内産又は県内産）を積極的に活用すること。

(4) 設計と条件の資料

設計と条件については、「甘楽町児童館設置基本計画・基本方針」による。

Ⅱ 業務仕様

1. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a.基本設計

- ・建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・建築（構造）基本設計に関する標準業務

b.積算業務

- ・工事費概算内訳書の作成

(2)追加業務の内容及び範囲

- ・透視図作成 種類（外観・鳥瞰・内観）判の大きさ（A3判）枚数（各1枚）
- ・消防用設備等計画書の作成及び申請手続き等準備作業業務
- ・景観法に基づく通知書の作成及び事前協議書の作成等準備作業業務
- ・建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく省エネ適合性判定（建築物エネルギー消費性能適合性判定）届出書の作成及び申請手続き等準備作業業務
- ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定申請書の作成及び申請手続き等準備作業業務
- ・関係法令等に基づく各種申請手続き等準備作業業務
- ・概略工事行程表の作成

2. 業務の実施

(1) 一般事項

- a.基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- b.積算業務は、工事費概要の作成を行う。
- c.監督員の指示により、「設計説明書」に必要事項を記入のうえ、関連する資料とともに監督員に提出する。

(2)適用基準等

本業務には次に掲げる技術基準等を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

なお、最新版を適用する。

a.共通

- ・群馬県建築工事積算要領
- ・群馬県建築工事共通費積算基準
- ・群馬県建築設計業務等積算要領
- ・公共建築工事標準単価積算基準
- ・公共建築工事積算基準等資料

b.建築

- ・建築工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・建築設計基準
- ・建築構造設計基準
- ・建築工事標準詳細図

c.建築積算

- ・公共建築数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準様式（建築工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

d.設備

- ・建築設備計画基準
- ・建築設備設計基準
- ・建築設備工事設計図書作成基準
- ・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・排水再利用・雨水利用システム計画基準
- ・建築設備設計計算書作成の手引

e.設備積算

- ・公共建築設備数量積算基準
- ・公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

(3)業務実績情報の登録の要否

不要

(4)打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

(a)業務着手時及び工程会議後

(b)受注者が設計業務の節目毎に行う現地調査及び確認の時期

(c)監督員又は管理技術者が必要と認めた時

(5)その他、業務の履行に係る条件等

(a)指定部分の範囲（基本設計一式）

・指定部分の履行期限（令和9年3月19日）

(b)成果物、提出部数

・事項による

(c)成果物の提出場所（福祉課）

3. 成果物、提出部数等

成果物	提出部数	製本形態
a.建築（総合） ・ 建築（総合）基本設計図書 計画説明書 仕様概要書 仕上概要書 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図（概要） 立面図（各面概要） 仮設計画図（概要） その他必要な図面	印刷物3部 及び 電子データ	A3版に製本
b.構造、電気設備、機械設備、外構等 各計画説明書、設計概要書等		
c.工事費概算書（構造、電気、設備等含む）		
d.その他必要と思われる書類		

（注）：建築（構造）の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中を含めることができる。

：電気設備及び機械設備の成果物は建築（総合）基本設計の成果物の中を含めることができる。

：建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。